教 健 体 第 １ ６ ７ 号
令和３年(2021年)４月30日

各　　課　　長
各　教　育　局　長
各　道　立　学　校　長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)　様
(各市町村立学校長)
教育関係団体連絡会議構成団体の長

北海道教育庁学校教育局長　唐　川　智　幸

学校における新型コロナウイルス感染症への対応について(通知)

学校における新型コロナウイルス感染症への対応については、国から示されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(以下「衛生管理マニュアル」という。)に基づき、感染症対策を徹底するようお願いしているところですが、学校において集団感染が発生している状況にあります。

これまでに発生した集団感染では、「体調が悪くても登校することがあった」、「濃厚接触者となっていた生徒が、理解不足から健康観察期間が終了していないにもかかわらず登校した」、「教員が指導していたにもかかわらず、昼食時にマスクを着用せず会話していることがあった」等の事例がみられたところであり、感染力が強い変異株の流行が懸念される中、一層の警戒が求められています。

つきましては、次のとおり各学校において改めて職員会議等を活用するなどして、学校における感染症対策を徹底してください。

記

１　全教職員による衛生管理マニュアル等の確認

変異株は、従来株と比較すると、子どもへの感染力が強い可能性があることから、改めて全教職員が、この度改訂された「衛生管理マニュアル(2021.4.28 Ver.6)」(本日付け教健体第168号通知)及び学校の感染症対策について確認するとともに、３密の回避、マスク着用、手洗いなどの基本的な対策を徹底すること。

２　健康観察、感染の早期把握と予防措置までの対応

(1) 健康観察の徹底

ア　学校内で感染源を絶つためには、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合には登校しない指導を徹底することが重要であることから、毎日の健康観察及び登校時の健康状態の把握を徹底すること。

イ　令和３年２月16日付け教健体第988号通知及び第989号通知を参考に、「体調・行動等入力フォーム」の項目を適宜工夫するなど、健康観察の効率化を図ること。

ウ　発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合(本人及び同居の家族を含む。)には、登校させないこと。

(2) 感染等確認時の対応

ア　陽性が確認された場合は、当該陽性者の登校日、授業形態、部活動の状況等を詳細に把握し、速やかに保健所に情報提供すること。

イ　濃厚接触者については２週間の出席停止措置を行うとともに、低リスク者についてもＰＣＲ検査を実施の上、陰性が確認されるまで出席停止とすること。

(3) 感染予防措置の徹底

ア　変異株は、従来株より感染力が強いため、陽性者が一定数確認された場合は、保健所及び教育委員会等と連携して、躊躇（ちゅうちょ）なく学級、学校単位等適切な範囲での休業措置を講ずること。

イ　判断に迷う場合は、所管の教育局や市町村教育委員会等へ相談すること。

３　児童生徒への指導の充実

感染者や濃厚接触者となった児童生徒等が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」（文部科学省）の資料等を活用するなどして、指導を行うこと。

４　部活動

令和３年４月23日付け教健体第128号通知に基づき、部活動は原則休止を徹底し、十分な感染症対策が講じられた大会等への参加、必要な練習に厳選するなど、適切に対応すること。

５　ほっかいどう『子どもたちの命と学びを守る』メッセージ

ゴールデンウィーク中の感染拡大防止のため、幼児、児童生徒、学生及び教職員に向け、「子どもたちの命と学びを守る」教育関係団体連絡会議からのメッセージ「ほっかいどう『子どもたちの命と学びを守る』」をYouTubeで配信します。

当該メッセージの活用については、校内放送での放映や学生、家庭等あてメールにＵＲＬを添付したり、各市町村や学校等で活用しているホームページや学校だよりに掲載したりするなど、様々な機会を通じて効果的に普及啓発を図っていただきますようお願いします。

ＵＲＬ：https://youtu.be/6cXWjTCUMT0

学校教育局健康・体育課
学校教育局高校教育課
学校教育局義務教育課
学校教育局特別支援教育課